

令和6年度 第1回庁議要旨

日時：令和6年4月18日（火）

午前9時～午前9時45分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市牡鹿地域拠点エリア地内の市有地の譲与について（産業部）

石巻市牡鹿地域拠点エリアについては、防災集団移転促進事業により買収した土地に「観光物産交流施設」及び「おしかホエールランド」と併せ、環境省の直轄事業により「牡鹿半島ビジターセンター」、「中駐車場」及び「東屋」が整備され、拠点エリアの充実による地域の経済効果に大きく寄与している。

環境省により整備された「中駐車場」については、「牡鹿半島ビジターセンター」の来館者だけでなく、一続きの屋根で一体的に整備された「観光物産交流施設」や「おしかホエールランド」の来館者も利用しており、「東屋」については、金華山や網地島への航路利用者の休憩所としても利用されている。

「観光物産交流施設」及び「おしかホエールランド」と連動し、賑わいある街並みの形成に寄与できる施設として整備された「牡鹿半島ビジターセンター」、「中駐車場」及び「東屋」の敷地に係る市有地を、環境省に譲与する。

(1) 主な内容

環境省が直轄事業により整備した「牡鹿半島ビジターセンター」、「中駐車場」及び「東屋」敷地に係る市有地を環境省に譲与するもの。

ア 譲与する財産 土地

所在地：石巻市鮎川浜南35番1 外9筆

面積：4,424.60㎡

うち 防災集団移転促進事業により買収分：3,664.43㎡

既存の市有地 : 760.17㎡

イ 譲与の相手方 環境省東北地方環境事務所

ウ 使用目的 「牡鹿半島ビジターセンター」、「中駐車場」及び「東屋」の敷地として

(2) 今後の予定

令和6年 4月 覚書締結

9月 市有財産譲与契約締結

10月 環境省東北地方環境事務所へ譲与

2 石巻市みどりの基本計画策定に係る庁内検討会議及び懇談会の設置について（建設部）

本市における公園緑地等については、復興事業に伴う整備が令和4年度末に概ね完了し、既存の公園緑地等と合わせて約550か所となった。

市民の住環境の向上が図られた一方、都市計画マスタープラン改定や今年度策定予定の立地適正化計画により都市機能の集約等の方針が示され、公園緑地等においてもこれらの関連計画と整合を図り、中長期的な緑のまちづくりを展開することが課題となっている。

このことから、緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法第4条に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する必要がある。

本基本計画の策定にあたり、庁内関係課及び専門的知見を有する学識経験者等から幅広く意見を聴取するため「石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議」及び「石巻市みどりの基本計画策定懇談会」を設置するもの。

(1) 主な内容

【石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議】

- ア 所掌事務 ① みどりの基本計画の策定及び変更に関すること。
② その他市長が必要と認める事項に関すること。

- イ 組 織 ① 庁内検討会議
② 庁内ワーキンググループ

【石巻市みどりの基本計画策定懇談会】

- ア 意見を求める事項 ① みどりの基本計画の策定に関すること。
② その他市長が必要と認める事項に関すること。

- イ 構 成 員 次に掲げる者で構成し、構成員は10人以内とする。
① 学識経験者
② 関係団体の役員、構成員又は職員
③ 関係行政機関の職員
④ 上記に掲げるもののほか市長が必要と認める者

- ウ 設置期間 令和8年3月31日までとする。

(2) 今後の予定

- 令和6年 5月 石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議設置要綱及び
石巻市みどりの基本計画策定懇談会設置要綱制定（令和6年5月1日施行予定）
令和6年 7月 石巻市みどりの基本計画策定業務発注
令和6年 9月 第1回石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議庁内ワーキンググループ
第1回石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議
令和6年10月 第1回石巻市みどりの基本計画策定懇談会
（以降、令和7年度に各会議を3回程度開催予定）

[報告事項]

1 個人住民税における定額減税の実施及びわがまち特例等の見直しについて（総務部）

令和6年度地方税制改正について、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和6年4月1日に施行され、個人住民税では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却の一時的な措置として実施する個人住民税の減税に伴う規定の整備のほか、固定資産税では、再生可能エネルギー発電施設の特例措置（わがまち特例）の延長、対象要件の見直し、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備する固定資産に係る固定資産税等の課税標準額の特例新設の改正がなされた。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正・公平な市税の課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市市税条例関係

①個人住民税関係

個人住民税の減税に伴う規定の整備

- ・令和6年度個人住民税所得割課税者で合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の者を対象に納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を所得割から控除する旨を規定する改正。

※定額減税により生じた減収額は、地方特例交付金（定額減税減収補填特例交付金（仮称））により全額国費で補填される。

②固定資産税関係

わがまち特例制度における課税標準の特例（新規2件、延長19件、廃止1件）【別紙1】

- ・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例の見直しを行った上で適用期間を2年間延長する。（出力が10,000Kw以上20,000Kw未満の特定バイオマス発電設備のうち、一般木質、農作物残さを使用する機械・装置についての特例を追加（参酌：7分の6）
- ・都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備する固定資産に係る固定資産税等の課税標準額の特例の新規追加（参酌：2分の1）
- ・適用期限が令和6年3月31日のものについて、適用期限の延長
- ・特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の廃止

イ 石巻市都市計画税条例関係

わがまち特例制度における課税標準の特例（新規1件、廃止1件）【別紙1】

- ・都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備する固定資産に係る固定資産税等の課税標準額の特例の新規追加（参酌2分の1）
- ・特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る都市計画税の課税標準の特例措置の廃止

(2) 今後の予定

石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例の一部改正の専決処分（令和6年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

2 石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて（総務部）

消防団員や消防活動に協力した者（消防作業従事者）等が、消防活動中の負傷等により介護を要する状態となった場合、市町村は介護に要した費用を介護補償として支給することとされている。

介護補償の額は「常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額」とされ、労働者災害補償と同額を告示により定めている。

今般、労働政策審議会の答申に基づき、労働者災害補償保険法施行規則に定める介護補償の額が増額改定されたことに伴い、消防団員等の損害補償に係る介護補償についても増額改定されたことから、石巻市消防団員等公務災害補償も同様に改正が必要となった。

石巻市消防団員等公務災害補償における介護補償の額を改正することで、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの。

(1) 主な内容

ア 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償額の改定（月額）

	対 象	改 正 後		現 行
① 常時介護を要する 場合	(1) 最高限度額（月額）	177,950 円	(5,400 円増)	172,550 円
	(2) 最低限度額（月額）	81,290 円	(3,400 円増)	77,890 円
② 随時介護を要する 場合	(1) 最高限度額（月額）	88,980 円	(2,700 円増)	86,280 円
	(2) 最低限度額（月額）	40,600 円	(1,700 円増)	38,900 円

イ 施行年月日 令和6年4月1日

(2) 今後の予定

石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分（令和6年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

3 国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しについて（保健福祉部）

国民健康保険の被保険者間における保険税負担の公平性の確保及び消費者物価の上昇等の経済動向を踏まえ、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得が見直された。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

令和6年度課税分から課税限度額及び低所得者に係る保険税軽減判定所得の見直しを行う。

ア 課税限度額の見直し

	改正	現行
基礎課税額分（医療分）	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	<u>24万円</u>	<u>22万円</u>
介護納付金分	17万円	17万円
合計	<u>106万円</u>	<u>104万円</u>

イ 低所得者に係る保険税軽減判定所得の見直し

軽減割合	改正	現行
7割軽減	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>29.5万円</u> ×被保険者数	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +29万円×被保険者数
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>54.5万円</u> ×被保険者数	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +53.5万円×被保険者数

※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合

※2 給与所得者等の数及び被保険者数には、特定同一世帯所属者（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。

※3 給与所得者等とは、一定額（55万円）を超える給与収入を有する者又は一定額（65歳未満は60万円、65歳以上は125万円）を超える公的年金等の支給を受ける者で給与所得を有しない者を言う。

(2) 今後の予定

石巻市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（令和6年3月30日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

4 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について（保健福祉部）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、令和5年度まで全額国の財政支援により免除措置を行ってきたところであるが、今般、国の財政支援が令和6年度まで延長された。

国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置等に対する財政支援を延長する。
- 国の財政支援については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で終了することとし、令和5年度から順次、見直しを実施することとされた。

【対象】

- 帰還困難区域の被保険者に係る令和6年度相当分の国民健康保険税及び介護保険料であって、令和7年3月31日までに納期限が到来する額
- 平成27年度に避難指示区域等の指定が解除された上位所得者層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る令和6年度相当分の国民健康保険税額及び介護保険料額であって、令和7年3月31日までに納期限が到来する額の半額（平成26年度までに解除された区域を除く）
- 平成28年度から令和5年度までに避難指示区域等の指定が解除された上位所得者層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る令和6年度相当分の国民健康保険税額及び介護保険料額であって、令和7年3月31日までに納期限が到来する額
- 令和5年4月2日以降の令和5年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の上位所得層*については、令和6年4月分から9月分までに相当する月割り算定額を減免する。

【免除措置に係る新旧対照表】

区 域	所得区分	改正後	現 行
帰還困難区域	—		
旧避難指示区域等 （平成26年度までに 解除された区域を除く）	上位所得層*以外	令和7年3月分まで	令和6年3月分まで
旧避難指示区域等 （令和5年4月2日以 降の令和5年度中に解 除された区域）	上位所得層	令和6年9月分まで	

※上位所得層 国保：世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯
介護：被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

【免除対象者】

国民健康保険税 2世帯 ※富岡町からの避難者

介護保険料 1人 ※浪江町からの避難者（令和6年3月末現在）。

(2) 今後の予定

東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正の専決処分（令和6年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

5 石巻市サロン活動継続助成事業補助金の廃止について（保健福祉部）

新市街地や復興公営住宅等におけるコミュニティの構築を図ることを目的に、被災者の引きこもりや孤立防止のための活動を行っているサロン団体に対し、1団体3万円、4年を上限としたサロン活動継続助成事業補助金を交付し、地域住民が気軽に集える場の創出やサロン活動を通じた支え合い意識の醸成に寄与してきた。

平成31年3月にすべての復興公営住宅の整備が完了したことなどから、新規の補助申請は令和2年度までとしており、最長4年間の助成期間が令和5年度で終了した。

被災者支援事業として実施してきたが、サロン団体の設立支援について一定程度効果があったと考えられることや他の助成事業の活用により継続的な活動支援が可能であるため、当該補助金を廃止するもの。

(1) 主な内容

石巻市サロン活動継続助成事業補助金を廃止するもの。

(2) 今後の予定

令和6年4月30日 石巻市サロン活動継続助成事業補助金交付要綱廃止告示
(施行予定年月日：令和6年5月1日施行)

6 いしのまき観光大使の新規委嘱について（産業部）

観光大使は、観光・物産のPRや、イメージアップなどを担う重要な役割であり、宮城県や仙台市のほか、各自治体で委嘱している。

本市においては、東日本大震災で得た支援者とのつながりなどを大切に、現在19名1組に委嘱しているが、随時新規委嘱について検討を行ってきた。

観光大使の委嘱により、本市の魅力を広く紹介し、市の観光振興とイメージアップを図るもの。

(1) 主な内容

ア 新規委嘱者（令和6年4月1日付け）

- ・半海 一晃：俳優。石巻市出身、宮城県石巻高等学校。映画・テレビドラマ・舞台・バラエティ等、幅広い分野で活躍している。
- ・藤岡 幸夫：指揮者。関西フィル首席指揮者、東京シティ・フィル首席客演指揮者を務める。2021年開催の「石巻復興祈念特別演奏会」や2023年開催の「石巻第九」の指揮をしている。

イ 任期

委嘱した日から起算し3年目の年度の末日まで（再任を妨げず、任期終了前に再任の確認を行う）。

ウ 報酬等

- ① 無報酬（ただし、市の依頼で旅行をした場合、予算の範囲内において費用弁償を支給する）。
- ② 観光宣伝に寄与するための名刺、本市に関する情報誌及び資料等を支給する。

(2) 今後の予定

令和6年4月 委嘱状交付（郵送）、記念品の贈呈（郵送）

【その他】

- ・内外情勢調査会への部長級職員の出席について（総務部）
- ・令和6年第2回臨時会について（総務部）

以上